

## 第11回農業委員会総会議事録

1 招集日 令和7年11月5日（水）

2 開会日時及び場所

令和7年11月5日（水） 午後1時51分

雲仙市役所別館3階会議室

3 閉会日時 令和7年11月5日（水） 午後2時45分

4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 山崎富士子	2番 笠原 勝	3番 松尾 茂敏	5番 中川 實美
6番 馬場 保	7番 前田 辰己	9番 田島 真一	10番 内田 弘幸
11番 栄木 正孝	12番 宮崎 芳守	13番 井出 真吾	14番 小田 伸吾
15番 小篠 正治	16番 山崎 正典	17番 坂本 博	18番 東 康敬
19番 林田 剛			

(2)欠席者（1名）

8番 鶴崎 高幸

5 議事に参与した者

事務局長	高木 謙次
次長	内田 啓輔
参事補	福田かすみ

6 提出議案及び報告事案

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第47号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

日程第5 議案第48号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

日程第6 議案第49号 土地改良事業に参加する資格について

日程第7 議案第50号 農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議について

日程第8 報告第9号 非農地通知の発出について

---

午後1時51分開会

○事務局長（高木 謙次君） 皆さん、こんにちは。令和7年第1回雲仙市農業委員会総会を始めた

いと思います。

議事進行上、発言をされる場合は、挙手の上、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は音の出ない状態に設定くださいますようお願いいたします。

本日は、鶴崎委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。秋の気配はなくなり冬になりかけて、この時期らしい寒さになってきたようです。

会議の前に1つご報告がありまして、10月の11日に市制施行20周年記念式典が開催されまして、その中で地方自治功労賞をいたしまして、私、農業委員会などから、小篠委員、東委員、そして、松尾委員、それと、OBの方の森崎茂徳さん、川内幸徳さん、大島忠保さんが、功労賞として表彰されました。長年の功績に対して敬意を表し、改めて皆様とともに、お祝いを申し上げたいと思います。

（拍手）

それでは、開会いたします。

ただいまから、令和7年第11回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願ひいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第12条の規定により、3番、松尾茂敏委員、5番、中川實美委員、両委員を指名いたします。

これから議事に入ります。

日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第9号、非農地通知の発出について、議案6件、報告1件となります。

それでは、日程第2、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第45号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号61番から77番までの17件の申請がございます。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について、説明をお願いします。

○委員（14番 小田 伸吾君） 議案番号14番、東部調査会長の小田です。

東部調査会分は、申請番号61番から68番です。

申請番号 6 1 番は、高齢のため、農業後継者へ贈与する案件です。

申請番号 6 2 番は、耕作できないため、譲受人を探していたところ規模拡大で購入したい話がまとまった案件。

申請番号 6 3 番は、所有者が県外在住で耕作できないため近隣で耕作している者が耕作利便のため、譲り受ける案件です。

申請番号 6 4 番から 6 7 番は、耕作できない所有者から耕作利便のため同一の借り受け人が耕作利便のため、借り受けるものです。

4 件とも、基盤強化法の終期到来での切り替えによるものですが、農地法 3 条での賃貸借申請となっております。

申請番号 6 8 番は、耕作できないため隣接している農地の耕作者へ贈与する案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。申請番号 6 2 番から 6 8 番について、ご質疑がありましたらお願ひします。山崎委員。

○委員（16番 山崎 正典君） 議席 16 番、山崎ですけど、この 6 1 番の後継者に贈与という案件ですけども、これ普通亡くなつてから相続するという、生前に贈与すること、どっちがいいんですね。

○事務局長（高木 謙次君） 一般的には、相続のほうがいいと思います。ただ、贈与に関しても、この国見の多比良の評価額というのは大体 12 万円ぐらいで、この面積で計算すると、大体 87 万円ぐらいになるんですよね。110 万円までは贈与税かかりませんので、贈与税がかからない状態で譲り渡しという形になっているんじゃないかなと思っております。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） その件について、こういう例があったわけだ。この生前贈与で、親から子供に生前贈与をやって、その後、もらった息子が亡くなつたわけな。死んだわけですたい。死んだところが、今度は、相続は奥さんと子供になるわけ。ところが奥さんがもらって、それを、今度はこそっと全部売つてしまつるわけな。結局、親には行かんわけ。だから、親は無一文になって、全部、その奥さんが、売つてしまつて、それで家を出たわけですたい。こういう例もあるんですよ。

○委員（16番 山崎 正典君） それは瑞穂であったのか。

○委員（18番 東 康敬君） 瑞穂で、近くで近く。わしの同級生の子供やつたんやけど、若いときに死んだんだ、親から贈与してもらって、ところが、今言ったように、奥さんが全部財産の処分してしまつたもんやから。

○委員（16番 山崎 正典君） 今もやっぱりそがん普通ですかね。

○委員（18番 東 康敬君） それは、自分が相続してることでしょ、もらつとるけん。だ

から、やっぱり考え方とかんにやいかんですね。

○議長（林田 剛君） ほかに。内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、内田です。

先ほど、局長が評価額をって言いよらしたんですけど、市の評価額と、贈与のときの県の評価は違うとですよね。それで、贈与税の場合は、県の評価額のほうで贈与税の計算はするもんけん、俺も1回失敗したとが、雲仙市の税務課に聞いて、評価額がこんだけ、県がこんだけなら税金かからんよと言われて、そしたら、慌てましたとですよ。そして、もう税金かからんって聞いとったけん、放つたつとたら、税務署から、ちょっと課税のあるけんと言うけん、なんば言うとかなと思って島原税務署に行って、かからんやろもんって言つたら、誰が言いましたかと言うけん、俺は雲仙市の税務課で確認して、かからんって聞いたけん、俺は何もせんやったとさ申告はって言つたら、市の評価では贈与税は計算はしませんと。今度は、本当に県の評価と違うとでもんね。そういうもんけん、あのとき何万やったかねかかったんですよ。そのとき、雲仙市の税務課に指導があるかじやろうもんと言って、それはそれで、島原税務署にちょっとそこら辺で、市の評価と課税が違うもんですけん。そんなら、俺も分けて、贈与がつくもらうとばってん、1発でしてしもうとるもんけん、そういうとになってるんです。評価がちょっと、贈与の場合は市の評価と県の評価ではちょっと違うということですね。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○事務局長（高木 謙次君） 一応先ほど言いました、参考までに国見の多比良では大体標準的にはそれくらいの金額になってますから、一応計算をしてみただけで、実際には、1筆1筆の評価額等から計算されるんじゃないかなと思っております。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかに61番から68番について、ご質疑ございませんか。どうぞ、内田委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） 62番の件ですけど、規模拡大で受け手が、81歳ですが、ちょっとよかれば。

○議長（林田 剛君） 小田委員。

○委員（14番 小田 伸吾君） 小田ですけど、受け手とお話した際に、譲渡人を探していたということで、受け手が手を挙げられて、規模拡大ということで分かっているんですけど、サツマイモが植えてあったんですよ。そこを、子供会が、今、ちょっと作っているんですけど、そこを今度、受け手が主導で、そこと一緒に作るっていう話だったんですけど。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） 質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（10番 内田 弘幸君） 議席番号10番、中部調査会長の内田です。

中部調査会分は、申請番号69番から76番です。

申請番号69番は、耕作できない所有者から、規模拡大農家が譲り受ける案件です。

申請番号70番は、耕作できない所有者から、借り受ける案件です。基盤強化法の終期到来での切り替えによるものですが、農地中間管理機構が物納を取り扱わないために、農地法3条での賃貸借申請となっております。

申請番号71番と72番は、所有者側からの要望で、今まで耕作していた農地を、規模拡大のため買い受ける案件です。

申請番号73番は、規模拡大農家が耕作利便のため買い受ける案件。

申請番号74番から76番は、耕作利便のため借り受ける案件ですが、74番は、機構法の終期到来での切り替えで、75番と76番は、基盤強化法の終期到来での切り替えによるもので、農地法3条での賃貸借申請です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号69番から75番について、ご質疑がありましたらお願ひします。はい、どうぞ。小筏委員。

○委員（15番 小筏 正治君） 先ほどの議題から中間管理機構は物納は駄目ということでありましたが、3条でした場合、今、管理機構で、物納で借りている人は貸しとる人に、米を何俵もらいましたという受取書とかあるんですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） その辺は、機構のほうで一応確認されているそうです。その辺のほう結構煩わしさとかがあるんで、もう物納はしないというふうな形になったと聞いてます。

○委員（15番 小筏 正治君） これ何じやろうかと見せるたるけん、おお見たことなかじやと言うたら、誰々さんより米をちゃんと納めましたと。それで、こうして持ってきて出してくださいと。管理機構がはろうとったですかね。

○委員（18番 東 康敬君） これ、私も物納で管理機構を通した中で、借りた人に、管理機構から確実に納めましたかという確認のあれが出てくるわけだ。こんな借りたのに、こげえ面倒なことなんばせんにやいかんかね。やっちょるじやろうがというふうな恰好で、うちらが文句を言うことがあるわけ。

○委員（15番 小筏 正治君） いや、それは管理機構から出しちょってんですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） だと思います。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、続きまして、西部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号77番です。

申請番号77番については、相続財産清算人制度による案件で、規模拡大のため譲り受ける案件です。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号77番について、ご質疑がありましたらお願いします。どうぞ、東委員。

○委員（18番 東 康敬君） ちょっとこの言葉で、相続財産清算人という言葉はどういう意味ですか。

○議長（林田 剛君） 事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 法律用語なんんですけど、相続人の存在、不存在が明らかでないときに、家庭裁判所が申立人の申立てによって、その亡くなった方の財産を管理して、あと清算しますという制度なんです。相続人が、要するに後継ぎがもともといないとか、もしくは、相続放棄をしたとかという場合に、亡くなった人名義の財産が残っているプラスとマイナスの財産を清算してくれる人が、相続財産清算人と言います。家庭裁判所の指示によって、今回そういうふうな制度が申し立てられて、亡くなられた人の農地を、買う人が見つかって、それをお金に替えて、貸していた人にお金が行くのかなというところでございます。

○議長（林田 剛君） はい、どうぞ。

○委員（18番 東 康敬君） 競売物件ですよね。

○事務局次長（内田 啓輔君） いわゆるそういうことです。

○委員（18番 東 康敬君） 競売物件になるわけ。今、こう見てみれば、設定も見てみれば、2反、2筆ぐらいで30万ぐらいというような形が出るとのわけですね。そうしたときに、もっと借金は例えば100万円ぐらいで、この単価というのは百十何万ぐらいあって、それを借金として、100万なら100万返した残りがこんだけあるということですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） いえ、あくまでも、その農地、土地、もしくは建物の価値として、これだけの金額で売れましたという話です。競売は基本的に安く売れるのかなと。

○議長（林田 剛君） ほかにご質問ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第45号、申請番号61番から77番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、日程第3、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第46号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号22番から23番の2件の申請があつております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、西部調査会長から案件について、説明を願います。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

西部調査会分は、申請番号22番と23番です。

申請番号22番について、申請地は農振白地10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。申請目的は、倉庫兼車庫用地及び車両通路用地です。

申請地は、一部（1704—1）は、約50年前に無断転用により堆肥舎用地及び隣接農地への進入路として利用してきた追認許可申請です。

本来は、現在の土地所有者が追認申請をしなければならないところですが、隣接地も併せて購入しようとする近隣で林業を営む譲受人である同所有者が、そのまま転用目的である倉庫兼車庫用地及び車両通路用地として利用したいため、手続を早急に進めたい相談があり、今回の5条申請ということになりました。

20年以上前から堆肥舎用地及び進入路として使用していることで追認許可の要件を満たしており、堆肥舎は取り壊した状態であるため、許可に関して特に問題ないと思われます。

なお、現土地所有者には、厳重に注意と指導を行っております。

続きまして、申請番号23番について、申請地は農振白地10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。

申請目的は、宅地用地で利用してきたことによる追認許可申請です。

所有者は県外在住であり農地として返されてもどうしようもなく、今回無断転用が発覚したこと、追認許可申請に至ったということです。

20年以上前から宅地として使用していることで追認許可の要件を満たしていることから、許可に関して問題ないと思われます。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号22番から23番について、ご質疑ありましたらお願ひします。ありませんか。

○委員（15番 小筏 正治君） 1つ聞いておくんですが、これには始末書と書いてある。どう違うのか。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 始末書も顛末書も、基本的には顛末書という形で出してもらうんですけども、この方については始末書ということで提出されたもので、内容は一緒です。

○委員（15番 小筏 正治君） 始末書というのは、ちょっと今珍しかったなと思って。

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、議案第46号、申請番号22番から23番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり決定することとします。

次に、日程第4、議案第47号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第47号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から議案書35ページ、整理番号45番です。この促進計画案について、意見等ございましたらお願ひします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員から質問等がありましたらお願ひします。どうぞ。

○委員（10番 内田 弘幸君） これ1番の賃借料が20万円と出ていたけど、これはハウスか何かですか。

○委員（14番 小田 伸吾君） ハウスです。

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。どうぞ、東委員。

○委員（10番 内田 弘幸君） すみません。今の1番ですけど、中間管理機構を通しての貸し借りですたいね。このとき、ハウスであったやろうけど、20万というあれでしたときに、これは、中間管理機構がもしこの人がもう借りられんと言ったとき、1年間であろうが20万中間管理機構がやるわけなかですよね。これ土地代だけしか中間管理機構は払わんやろう。ハウス代までは中間管理機構は払わんもんな。じやけん、この載せ方自体がおかしかじやなかつかなと思うとるけど。中間管理機構は、ハウスはできじやもんね。ハウス代までは払わんけん、土地代だけやけん、そやけん、ようこれで中間管理機構は、これにこういう形で載せたねと思って。1年間は、今まであれでも、前は3年間やったばってん、1年間で賃借料は、何かあったときは払わんばいかん。今、この書き方でよかと

ですかね。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 申請書を見たときには、ハウスが10万、土地代が10万と一応書いてあったんですよね。合計で20万で契約されていますんで、ちょっとそこ20万機構がもし、借り主が亡くなったときに払うのか、10万円にするのかそこは分かりませんけど、その辺を一応ちゃんと把握して何か契約されているみたいでした。多分土地代とハウスを分けると、貸すほうが、機構からもらう分と別個にハウス代をもらう。払う方も機構に払う分と、また別個にハウス代も払わなくてはいけなくなるんで、機構を利用するメリットがなくなるんで、こういった形をされているんじゃないかなと思っています。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかにはありませんか。どうぞ。

○委員（14番 小田 伸吾君） そうしたら、そういうハウスの貸し借りが今後あった場合には、そういう土地代、ハウス代という金額が設定させたほうがよかわけですか。可能性も出てくるとですね。今度、規模拡大したいところが来ました。3条でするよりも中間管理機構がとったほうが、行く行くのためにはいいと思うんですけど、そうした場合に、土地代こんくらい、ハウス代こんくらいというその基準が決めとったら、基準ちゅうか契約する際に決めちよったがよかわけですか。今回の金額を振り込んでもらうというようなことなんですか。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 一応これだけじゃなくて、今まで結構ハウスと土地と一緒に上がっていいるの結構あるんですよ。その分については、ハウスの後の処分とか、そういうものはどっちが取り壊すとか、そういうことまで、機構のほうが一応ちゃんと書類をもらって契約をされているんで、ちょっとその辺、契約、実際どういうふうな、その土地代とハウス代と別々にされるのか分かりませんけど、その辺はちゃんと機構が後の処分まで考えてされているみたいです。（「分かりました」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第47号、農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取については、特に意見なしと報告することとします。

次に、日程第5、議案第48号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書36ページを御覧ください。

〔議案第48号の朗読〕

議案書37ページ、受付番号7番、西部地区の1件の申出があつてあります。なお、あつせん委員については、議案書にある農地の所在する担当区域の推進を基本に調査会から1名以上選出していたとき、本総会において指名の決定をお願いします。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、受付番号7番について、西部調査会長からあつせん委員候補者の報告をお願いいたします。

○委員（13番 井出 真吾君） 議席番号13番、西部調査会長の井出です。

受付番号7番について、西部調査会からのあつせん委員候補者を、町田義彦委員、山本一也委員の2名を選出しました。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。（「もう一回言って、誰だ」と言う者あり）

○委員（13番 井出 真吾君） 町田義彦委員と山本一也委員です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さん、何かありますからお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ないようですので、議案第48号、農地移動適正化あつせん事業によるあつせん委員の指名については、受付番号7番について、西部調査会から選出された推進委員を指名することに決定します。

次に、日程第6、議案第49号、土地改良事業に参加する資格について、事務局説明をお願いします。

○参考事務官（福田 かすみ君） 議案書38ページを御覧ください。

〔議案第49号の朗読〕

議案書39ページ、49ページ、吾妻町の湯田川・大塚川地区において、今回、土地改良事業が実施されるに当たり、土地改良法第3条に基づく土地改良事業に参加する資格、いわゆる所有者または耕作者であるかどうかを、農漁村整備課からの照会のあった表中の左端、3条資格者欄の参加者について承認を行うものです。なお、今回は、御覧のとおり、全ての対象農地について、3条資格者は所有者で申請されております。事業内容等については別添5を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員さん、何かありましたらお願いいたします。

○委員（18番 東 康敬君） これ実際どのくらいあるんですか。

○事務局次長（内田 啓輔君） 別添5を御覧いただきますと、計画で24.5ヘクタールです。

24.5。

○委員（14番 小田 伸吾君） この中に、地目畠で載っているところがあるんですけど、これ基盤整備がしても、地目はもうそのまま畠で残るわけですか。28番、地目畠で持つてて、この基盤整備がした後に、畠という地目のままになります。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局次長（内田 啓輔君） 私のほうから。別添5を御覧いただきまして、別添5の最初のページです。ちょっと言いましたけど、この湯田川、大塚川、吾妻なんんですけど、そこで計画されている圃場区画整備の内容が書いてあったんですけど、中ほどに表がございますね。表のところで計画高が24.5ヘクタールになるなんんですけど、そこで、二段書き、現況と計画に分かれとっとですけど、計画の今の地目が、田んぼが22.2で、畠が1.1ということになりますけど、整備後は、下の段、計画のとこですね。田が3.7、畠が17.6ということで、田んぼと畠と逆転するような計画を立てられておるようです。1個1個の農地につきましては、どれが田んぼ、どれが畠になるというのは、ちょっともうごちゃ混ぜになるので、一つ一つの農地についてはちょっと分からんんですけど、この計画でいうと、田んぼからおおよそ畠にならすのかなというところでございます。

○議長（林田 剛君） 東委員。

○委員（18番 東 康敬君） この中で、山林も入つとる、雑種地も入つておるじゃないですか。これは関係ないわけですか。土地改良をする対しては。

○議長（林田 剛君） どうぞ、事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 今からその土地改良事業に取り組むところは、山林等であつても特に問題はないということです。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） ほかに49号について何かありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第49号は、原案どおり承認することに決定します。

次に、日程第7、議案第50号、農業委員会の法令遵守に関する申し合わせ決議について、事務局、説明をお願いします。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書49ページを御覧ください。

[議案第50号の朗読]

まずは、今回の議案上程の経緯について、ご説明しますので、別添6を御覧ください。

令和7年9月1日付で長崎県農業会議から農業委員会の法令遵守の実施及び今後の対応について通知があつたもので、内容としましては、今年度、他県におきまして、農地利用最適化推進による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴などの不祥事が続けて発生しており、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことはもとより、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、このような事案

が発生しないよう、毎年、農業委員会総会等において、農業委員会の法令遵守、綱紀保持の取組の徹底を実施していただきたいというものです。

私たち事務局職員をもとより、委員の皆様におかれましても、内容のご確認と徹底という趣旨も含めまして、ご理解をお願いします。

それでは、議案書50ページ、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案を読み上げます。

[決議案の読み上げ]

以上の内容の決議について、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、各委員長何かありましたらお願ひします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） それでは、ないようですので、議案第50号は、原案どおり決定します。

次に、日程第8、報告第9号、非農地通知の発出についてを議題とします。

事務局、報告事項の説明を求めます。

○参考補（福田 かすみ君） 議案書51ページを御覧ください。

[報告第9号の朗読]

議案書52ページ、受付番号7番です。この報告は個人から非農地通知申出書が提出されたものについて、地元委員と現地確認をした結果、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各委員さんからただいまの報告について、何かありましたらお願ひします。どうぞ。

○委員（15番 小篠 正治君） 昔とか知った人しか分からんばってん、前の場合、写真は添付しとらんやったかね。非農地になる場所は。

○委員（18番 東 康敬君） 現地確認に来た人の報告はありよったですたいね。（「事務局しか知らんですたいね」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） 申出書には写真が添付してある。

○委員（15番 小篠 正治君） 皆さん、それでいいですか。皆さんがこれでよかと言えばそれでいいです。

調査会では見にいった人が発表して、非農地でいたし方ありませんということで言われて、じゃあそうですかということで、調査会ではそうなっています。

○議長（林田 剛君） 報告ですので写真は申請書に添付されているということで、よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ないようですので、お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長（林田 剛君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月 5日

議 長

署名委員

署名委員